

2020年7月30日更新

PGF生命

〔 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル  
生命保険株式会社 〕

「支払漏れ等が判明し、追加でお支払いした保険金等の件数・金額」、  
「保険金等のお支払いについて」について

- ◆ 令和元年度に保険金等のお支払いを行った事案に関し、支払漏れ等(支払漏れ(※1)・請求案内漏れ(※2)等)が判明し、令和元年度に追加的なお支払いを行った事案につきまして、弊社HPに公表いたしましたのでお知らせいたします。

詳細は、下記のページにてご確認ください。

[http://www.pgf-life.co.jp/procedure/payment\\_report/index.html](http://www.pgf-life.co.jp/procedure/payment_report/index.html)

(※1)支払漏れ:

保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案

(※2)請求案内漏れ

保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにもかかわらず、通常の検証作業(原則として当初の支払から1ヶ月以内)で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

- ◆ 令和元年度下半期における保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数等につきまして弊社HPに公表いたしましたのでお知らせいたします。

詳細は、下記のページでご確認ください。

<http://www.pgf-life.co.jp/procedure/payment/index.html>

お客様が、生命保険に加入される主な目的は万が一の場合の保障の確保にあり、保険金等のお支払いは生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であるとの認識に基づいて、当社では公営性・健全性に留意しつつ、迅速かつ適切に保険金等をお支払いするため、支払管理体制の改善及び強化に向けた取り組みを継続的に行ってまいります。